

議案

国際芸術祭「あいち」組織委員会規約の一部改正について

国際芸術祭「あいち」組織委員会規約の一部を下記のとおり改正する。

2024年12月6日提出

国際芸術祭「あいち」組織委員会

会長 大林 剛 郎

記

- 1 第5条及び第10条第2項中「会長代行」を「副会長」に改める。
- 2 第6条第1項第2号「会長代行 1名」を「副会長 2名」に、
同条第3項「会長代行は、愛知県県民文化局長をもって充てる。」
を「副会長は、愛知県県民文化局長及び愛知県知事が委嘱する者
をもって充てる。」に改める。
- 3 第7条第3項中「会長代行」を「副会長」に改めるとともに、
「あらかじめ別表で定めた順序により」を加える。

4 別表を新たに加え、「国際芸術祭「あいち」組織委員会規約第7条第3項で定める順位は下記のとおりとする。」「記」「第1順位 愛知県民文化局長」「第2順位 愛知県知事が委嘱する者」とする。

(説明)

この案を提出するのは、国際芸術祭「あいち」組織委員会の役員を見直すこと等に伴い、国際芸術祭「あいち」組織委員会規約（以下「規約」という。）を改正する必要性が生じたため、規約第10条第4項第1号に基づく、運営会議の議決を求める必要があるからである。

国際芸術祭「あいち」組織委員会規約の一部改正（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">国際芸術祭「あいち」組織委員会規約</p> <p>第2章 組織 (委員)</p> <p>第5条 組織委員会の委員は、第6条第1項第1号に規定する会長、同項第2号に規定する<u>副会長</u>、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長、第10条第3項に規定する者及び第11条第1項に規定するアドバイザー会議委員とする。</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 組織委員会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) <u>副会長</u> 2名 (3) 監事 2名</p> <p>2 会長は、愛知県知事が委嘱する者をもって充てる。 3 <u>副会長</u>は、愛知県民文化局長及び愛知県知事が委嘱する者をもって充てる。 4 監事は、第10条第1項に規定する運営会議の同意を得て会長が委嘱する。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 会長は、組織委員会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 会長は、テーマ・コンセプト及び出展作家・作品について承認する。 3 <u>副会長</u>は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、<u>あらかじめ別表で定めた順序により、その職務を代理する。</u> 4 監事は、組織委員会の業務及び会計を監査する。</p> <p>(運営会議)</p> <p>第10条 組織委員会に、運営会議を置く。</p> <p>2 運営会議は、会長、<u>副会長</u>、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長及び2名のアドバイザー会議委員をもって構成する。</p>	<p style="text-align: center;">国際芸術祭「あいち」組織委員会規約</p> <p>第2章 組織 (委員)</p> <p>第5条 組織委員会の委員は、第6条第1項第1号に規定する会長、同項第2号に規定する<u>会長代行</u>、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長、第10条第3項に規定する者及び第11条第1項に規定するアドバイザー会議委員とする。</p> <p>(役員)</p> <p>第6条 組織委員会に、次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名 (2) <u>会長代行</u> 1名 (3) 監事 2名</p> <p>2 会長は、愛知県知事が委嘱する者をもって充てる。 3 <u>会長代行</u>は、愛知県民文化局長をもって充てる。 4 監事は、第10条第1項に規定する運営会議の同意を得て会長が委嘱する。</p> <p>(職務)</p> <p>第7条 会長は、組織委員会を代表し、会務を統括する。</p> <p>2 会長は、テーマ・コンセプト及び出展作家・作品について承認する。 3 <u>会長代行</u>は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、<u>その職務を代理する。</u> 4 監事は、組織委員会の業務及び会計を監査する。</p> <p>(運営会議)</p> <p>第10条 組織委員会に、運営会議を置く。</p> <p>2 運営会議は、会長、<u>会長代行</u>、公益財団法人愛知県文化振興事業団理事長及び2名のアドバイザー会議委員をもって構成する。</p>

別表

国際芸術祭「あいち」組織委員会規約第7条第3項で定める順位は下記のとおりとする。

記

第1順位 愛知県民文化局長

第2順位 愛知県知事が委嘱する者

附 則

- 1 この規約は、2020年9月8日から施行する。
- 2 組織委員会の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から2021年3月31日までとする。

附 則

この規約は、2020年11月17日から施行する。

附 則

この規約は、2021年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、2023年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、2025年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、2020年9月8日から施行する。
- 2 組織委員会の設立当初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から2021年3月31日までとする。

附 則

この規約は、2020年11月17日から施行する。

附 則

この規約は、2021年1月1日から施行する。

附 則

この規約は、2023年4月1日から施行する。